

観光ビザチェックリスト 一次

番号	必要な書類/証拠	詳細	チェック	
			原本	コピー
1	パスポート	パスポートに署名があることを確認してください。		
2	査証申請書	申請者の署名（申請者が未成年または障害のある場合は、申請者に代わって保護者が署名できます）。		
3	写真1枚	6か月間以内に撮影されたカラー写真 (4.5cm×3.5cm、背景なしの鮮明な画像)。		
4	1x パスポートの顔写真ページのカラーコピー			
5	出生証明書 (どちらもPSAが1年以内に発行したもの) 使用済みの日本国査証が旅券上にある場合は不要	・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書。 ・出生遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表 (フィリピン教育省：指定様式 137)。 ・PSAに出生記録がない→市町村役場発行の出生またはPSA発行の記録不存在証明書。		
6	婚姻証明書（既婚者のみ） (PSA で1年以内に発行されたもの) 使用済みの日本国査証が旅券上にある場合は不要	・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の婚姻証明書。 ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書とPSA 発行の無婚姻証明書。		
7	滞在予定表	・日本への入国・出国予定日（可能であればフライト情報も含む。予約は不要）を入力してください。 ・宿泊先の詳細（ホテル名、住所、電話番号など。予約は不要）を入力してください。		
申請人が費用を一部又は全部負担する場合				
8	預金残高証明書 (直近6か月の預金残高が確認できること)	6か月の平均預金残高の記載がない場合は、直近6か月分の入出金明細を提出。		
9	納税証明書 (フィリピン内国歳入局指定様式。写し可)	・様式2316については、雇用者及び被雇用者の署名があるもの ・自営業者の場合は、上記に加え納税事実を証明する領収書（写し可）		
10	在職証明書 (在職期間、給与及び役職の記載のあるもの)	・自営業の場合は、貿易産業省（DTI）発行の社名登録証明書及び市役所発行の営業許可書。 ・何らかの理由で⑥納税証明書及び⑦在職証明書が提出できない場合（退職者、専業主婦、無職を除く）は、理由書を提出。学生は、学生証（写し）又は在学証明書を提出。		
フィリピン在住の身元保証人が費用一部又は全部負担する場合				
11	身元保証書			

12	申請人と身元保証人との関係を証明する資料（出生証明書、写真等）			
13	預金残高証明書	上記(5)に同じ		
14	納税証明書	上記(6)に同じ		
15	在職証明書	上記(7)に同じ		
委任状による代理申請の場合				
16	申請者全員の名前が記載された委任状	家族の場合：家長による署名 インセンティブグループの場合：会社の代表による署名 パッケージツアーの場合：ツアー会社の代表による署名		
17	社員証	指名された代表者による申請の場合		
18	その他			

- ☐
上記のすべてのチェックマークを付けた書類および/または記載した書類を提出したことをここに認めます。故意または過失による虚偽の書類または不正確な記載はビザの拒否につながる可能性があり、ビザの発行（その条件が与えられる場合）は、フィリピンの日本大使館の独自の裁量に委ねられます。
- ☐
パスポートを除く上記で提出されたすべてのサポート文書は、ビザ審査後に返却できないことを理解しました。
- ☐
上記のチェックリストに従ってすべての書類を提出したとしても、日本大使館が上記に記載されていない追加書類を要求する可能性があることを理解しました。

申請者署名

日付

VFSスタッフ署名